

東海市制限付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東海市、東海市水道事業及び東海市下水道事業（以下「市」という。）が発注する建設工事に係る入札手続のより一層の透明性、競争性を確保するため、公開による事後審査型の制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）について必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が1億5千万円以上のものとする。ただし、やむを得ない理由があるものについては、この限りでない。

2 次のいずれかに該当する工事については、前項のただし書きの規定により、指名競争入札等により実施することができるものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年（1949年）法律第100号）第2条に規定する建設工事のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び解体工事を除く建設工事
- (2) 施工条件等の技術的特性を必要とする工事
- (3) 不成立その他の事由により一般競争入札の実施が困難と判断される工事
- (4) その他特別の事由により市長が認めた工事

3 次に掲げる工事については、第1項のただし書きの規定により、一般競争入札により実施することができるものとする。

- (1) 東海市総合評価落札方式競争入札試行要領第2条に規定する対象工事
- (2) その他特別の事由により市長が認めた工事

(入札参加資格)

第3条 一般競争入札に参加することができる者は、次の各号に定める要件にすべて該当する者でなければならない。この場合において当該要件に該当するかどうかの判定は、当該入札の公告日現在による。ただし、公告日以後落札決定までの間にいずれかの資格要件を満たさなくなったときは入札参加資格を有していない者とみなす。

- (1) 建設業法第3条の規定により許可を受けた建設業者で、市の入札参加資格者として登録された者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 一定の資格を持つ技術者を専任で配置できること。
 - (4) 東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規の規定に基づく指名停止若しくはこれに準ずる措置を受けていないこと。
 - (5) 東海市が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年（2002年）法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年（1999年）法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。
 - (7) その他、特に必要と認める事項
- 2 前項に定める要件のほか、対象工事の業種の経営事項審査の総合評定値、所在地及び施工実績については、次のとおりとする。
 - (1) 前条に規定する建設工事のうち設計金額が3億円以上の工事については、対象工事ごとに市長がその都度定めるものとする。
 - (2) 前条に規定する建設工事のうち設計金額が3億円未満の工事については、別表の基準のとおりとする。ただし、市長が特に定めた場合はこの限りではない。
 - 3 入札参加資格者を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする場合は、東海市共同企業体取扱要領に基づき結成させるものとし、前各項の規定は、共同企業体の構成員となることができる者の要件に準用するものとする。

（入札参加資格等の公告）

第4条 前条に規定する入札参加資格その他入札に関する事項は、東海市公告式条例（昭和44年（1969年）東海市条例第3号）に定めるところにより公告する。

- 2 入札公告の写しを東海市ホームページ及びあいち電子調達共同システム（CALS/EC。以下「電子調達システム」という。）の入札情報サービスに掲

載するとともに、総務部検査管財課で閲覧に供するものとする。

(入札参加申込)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、制限付一般競争入札参加申込書(様式第1)を公告において指定する期日までに提出しなければならない。

2 共同企業体にあつては、前項の関係書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体協定書

(2) 委任状

(工事費内訳書の提出)

第6条 入札参加者は、工事費内訳書を作成し、公告において指定する期日までに提出しなければならない。

(落札候補者の決定)

第7条 入札においては、予定価格の制限範囲内で最低の価格で入札した者(総合評価落札方式においては評価値の最も高い者)を落札候補者とし、入札参加資格の審査が終了するまで落札を保留とする。

2 失格判断基準を設けた場合は、低入札価格調査基準価格を下回り、かつ失格判断基準に該当した入札を失格とする。

3 第1項に規定する落札候補者となる者が2以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。また、次順位者以降の同価格で入札した者の審査順位を定める必要がある場合は、落札候補者と同様にくじにより順位を定める。

(参加資格の審査)

第8条 市長は、第3条に規定する内容が確認できる資料その他市長が指示する資料により、入札参加資格の審査をするものとする。この場合、指示された順位までの落札候補者は、事後審査申請書(様式第2)、制限付一般競争入札参加資格確認資料(様式第3)に資料を添付して公告において指定する期日までに提出しなければならない。

2 市長は、落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合は、落札候補者の行った入札を無効とする。この場合においては、次順位者を新たな落札候補者とし、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

(落札者の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、落札候補者に落札者決定通知書(様式第4)又は電子調達システムの利用により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、低入札価格調査基準価格を設けた場合において、予定価格の制限範囲内で最低の価格で入札した者が、低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札したときは、入札参加資格を有していると認めた者について、東海市契約審査会に諮り落札者として決定するものとする。

3 落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合、市長は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書(様式第5)により通知するものとする。

(入札参加資格を有しない者への理由の説明)

第10条 前条第3項の規定により入札参加資格がない旨の通知をされた者は、当該通知を受け取った日から起算して7日(東海市の休日を定める条例(平成元年東海市条例第50号)第1条第1項各号に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に書面により説明を求めることができる。

2 前項の説明を求められたときには、当該書面を受け取った日から起算して5日(休日を除く。)以内に書面により回答するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の東海市制限付一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する制限付一般競争入札から適用し、同日前に公告した制限付一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市制限付一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する制限付一般競争入札から適用し、同日前に公告した制限付一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 土木一式工事

	設計金額5千万円以上 1億5千万円未満の建設工事	設計金額1億5千万円以上3億円未満の建設工事	設計金額3億円以上の建設工事
総合評定値	市内700以上 市外900以上	市内900以上 市外1100以上	工事毎に設定
所在地	市内又は郡内	市内又は郡内	工事毎に設定
営業年数	3年以上	3年以上	工事毎に設定
公共実績	要	要	工事毎に設定
その他	特定建設業	特定建設業	工事毎に設定

2 建築一式工事

	設計金額5千万円以上 1億5千万円未満の建設工事	設計金額1億5千万円以上3億円未満の建設工事	設計金額3億円以上の建設工事
総合評定値	市内600以上 市外700以上	市内700以上 市外1200以上 (ただし、郡内1000以上)	工事毎に設定
所在地	郡内又は県内	郡内又は県内	工事毎に設定
営業年数	3年以上	3年以上	工事毎に設定
公共実績	要	要	工事毎に設定
その他	工事毎に設定	特定建設業	工事毎に設定

3 電気工事、管工事、解体工事

	設計金額5千万円以上 1億5千万円未満の建設工事	設計金額1億5千万円以上3億円未満の建設工事	設計金額3億円以上の建設工事
総合評定値	市内600以上 市外700以上	市内700以上 市外1000以上	工事毎に設定
所在地	郡内又は県内	郡内又は県内	工事毎に設定
営業年数	3年以上	3年以上	工事毎に設定

公共実績	要	要	工事毎に設定
その他	工事毎に設定	特定建設業	工事毎に設定

備考1 「市内」とは、公告日時点に東海市内に契約営業所が所在すること、「郡内」とは、知多建設事務所管内に契約営業所が所在すること、「県内」とは、愛知県内に契約営業所が所在することをいう。

2 「総合評定値」は、経営事項審査の総合評定値（P）をいう。

3 「公共実績」とは、国又は地方公共団体等が発注した同種工事の元請としての施工実績をいう。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

制限付一般競争入札参加申込書

（宛先）東海市長

住 所

商号又は名称

代 表 者

下記工事の制限付一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告年月日

年 月 日

2 工 事 名

3 路線等の名称

4 工 事 場 所

5 連 絡 先

(1) 担当者所属・氏名

(2) 電話番号

年 月 日

事後審査申請書

（宛先）東海市長

住 所

商号又は名称

代 表 者

下記工事の事後審査に必要な書類を提出します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告年月日

年 月 日

2 工 事 名

3 路線等の名称

4 工 事 場 所

5 連 絡 先

(1) 担当者所属・氏名

(2) 電話番号

様式第3（第8条関係）

制限付一般競争入札参加資格確認資料

会社名	建設業許可番号	総合評定値 (P) 注1	経営状況分析評点 (Y) 注1
(1) 配置予定の技術者氏名等 注2			
技術者氏名		生年月日	
法令による資格・免許等	(記入例) ・一級(二級)土木施工管理技士 00年00月取得(登録番号:000) ・〇〇工事業に係る監理技術者資格者証 00年00月初交付 (現在の交付番号:00000) ・実務経験 〇年以上(実務経験による資格の場合に記入)		
(2) 会社の施工実績工事 注3			
工事名		発注機関名	
最終契約金額		施工場所	
工期		受注形態等	
工事概要			

【記載要領及び注意事項】

注1) 最新の経営事項審査結果通知書の値を記入。当該結果通知書の写しを添付すること。

注2) 生年月日欄には元号を含め記入。法令による資格・免許等について、監理技術者証(両面印刷すること)または主任技術者の要件を満たす格証の写し(主任技術者の資格が経歴の場合は経歴書(様式任意、会社の記名を要す。))を添付すること。

注3) 元請工事の施工実績は1件のみ記載すること。

受注形態等欄には、単体/共同企業体(出資比率)を記入。工事概要欄には、工種、工法、規模等を記入。一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス(コリンズ)しゅん工時登録データの写し(コリンズ未登録工事又は当該登録データの写しで判別しがたいと判断されるときは、契約書及び工事概要等を確認できるものと工事施工実績の規模、構造形式等の内容を確認できる設計図書等の写しを添付すること。なお、添付書類には、それぞれ項目が分かるようインデックス等を貼り付け、該当箇所をマーキングすること。

様式第4（第9条関係）

第 号

年（ 年） 月 日

商号又は名称 様

東海市長

落札者の決定について（通知）

年（ 年） 月 日に入札を行った下記工事については、審査の結果、貴社（〇〇〇〇株式会社）を落札者と決定しました。

記

1 工事名

2 路線等の名称

3 工事場所

4 落札価格 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

（入札書記載金額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）

5 連絡先

(1) 担当者所属・氏名

(2) 電話番号

様式第5（第9条関係）

第 号

年（ 年） 月 日

商号又は名称 様

東海市長

入札参加資格不適合通知書

年（ 年） 月 日に入札を行った下記工事については、審査の結果、貴社は入札参加資格を満たしていないことが確認されましたので、失格とします。

記

1 工事名

2 路線等の名称

3 工事場所

4 入札参加資格がないとした理由

5 その他

4の理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合には、〇〇〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇月〇〇日までに〇〇部〇〇〇課へその旨を記載した書類を持参により提出してください。